

## ◎佐賀県条例第12号

佐賀県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

佐賀県地域農業改良普及センター条例（昭和33年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
<u>佐賀県地域農業改良普及センター条例</u>			<u>佐賀県地域農業振興センター条例</u> (名称、位置及び管轄区域)		
<u>第1条 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定により設置する地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。</u>			<u>第1条 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第12条第1項に規定する普及指導センターとして設置する地域農業振興センターの名称、位置及び管轄区域は、次の表に定めるとおりとする。</u>		
佐城農業改良普及センター	略		佐城農業振興センター	略	
三神農業改良普及センター	略		三神農業振興センター	略	
東松浦農業改良普及センター	略		東松浦農業振興センター	略	
西松浦農業改良普及センター	略		西松浦農業振興センター	略	
杵島農業改良普及センター	略		杵島農業振興センター	略	
藤津農業改良普及センター	略		藤津農業振興センター	略	
			(補則)		

改正前	改正後
<p><b>第2条</b> この条例に定めるものほか、<u>地域農業改良普及センター</u>について必要な事項は、別に知事が定める。</p>	<p><b>第2条</b> この条例に定めるものほか、<u>地域農業振興センター</u>について必要な事項は、別に知事が定める。</p>

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。